

宮崎市水洗便所改造等資金助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道、排水処理施設の利用促進を図り、もって公衆衛生の向上に資するため、くみ取便所の水洗化等の改造工事を行う低所得者に対する水洗便所改造等資金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、宮崎市上下水道局補助金等交付規程（平成17年企業管理規程第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 処理区域 法第2条第8号及び宮崎市農業集落排水処理施設条例（平成3年条例第42号。以下「農集排条例」という。）第3条第2号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備 法第10条第1項及び農集排条例第3条第3号に規定する排水設備をいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (6) 排水処理施設 農集排条例第1条第2項に規定する排水処理施設をいう。
- (7) 改造工事 くみ取便所の水洗化又は浄化槽の廃止及びこれらと併せて行う公共下水道、排水処理施設に接続するための排水設備の新設又は改築の工事をいう。
- (8) 完了検査 宮崎市下水道条例（昭和52年条例第63号）第6条第1項及び農集排条例第7条第2項に規定する検査をいう。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号の要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 処理区域内に所在する建築物の所有者又は使用者（当該建築物の改造工事について所有者の同意を得たものに限る。）で改造工事を行うものであること。
- (2) 助成金を申請する時期において、当該者が属する世帯の全員が市民税非課税又は当該者が属する世帯の全員の住民税課税額合計の合算額が8万5,000円未満であること。
- (3) 宮崎都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第1号）第1条に規定する負担金、宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例（平成

7年条例第40号)第1条に規定する分担金及び宮崎市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成3年条例第5号)第1条に規定する分担金を滞納していないこと。

- (4) 宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 助成の対象である改造工事に関し、重複して他の公的機関からの補助金、助成金等の交付を受ける者でないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 世帯の全員が市民税非課税に該当するもの
 - イ くみ取便所、単独処理浄化槽からの改造工事を実施するものは、工事に要する費用の2分の1に相当する額(当該金額が12万5,000円を超えるものについては12万5,000円)とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - ロ 合併処理浄化槽からの改造工事を実施するものは、工事に要する費用の2分の1に相当する額(当該金額が8万円を超えるものについては8万円)とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 世帯の全員の住民税課税額合計の合算額が8万5,000円未満に該当するもの
 - イ くみ取便所、単独処理浄化槽からの改造工事を実施するものは、工事に要する費用の2分の1に相当する額(当該金額が10万円を超えるものについては10万円)とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - ロ 合併処理浄化槽からの改造工事を実施するものは、工事に要する費用の2分の1に相当する額(当該金額が6万円を超えるものについては6万円)とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金申請の事前審査)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に水洗便所改造等資金助成資格要件確認依頼書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、第3条に定める助成対象要件の審査を受けなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者の属する世帯全員の市民税・県民税課税証明又はこれに類するもの
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による確認依頼があったときは、助成の対象者であるか否かを審査し、依頼者に対し水洗便所改造等資金助成資格要件確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第2項の規定による審査の結果、助成の対象者と認められた申請者は、改造工事完了後に管理者が行う完了検査を受けて合格した後に、水洗便所改造等資金助成金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出するものとする。

- (1) 改造工事費用明細書
- (2) 完成図面
- (3) 完成写真
- (4) その他管理者が必要と認める書類
(助成金交付の決定)

第7条 管理者は前条の申請を受理したときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、水洗便所改造等資金助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 管理者は申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (2) この規程又は管理者の指示若しくは交付条件に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成の目的が失われたと管理者が認めるとき

2 管理者は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、水洗便所改造等資金助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により助成金を返還させるときは、水洗便所改造等資金助成金返還命令書（様式第6号）により助成金の返還を命ずるものとする。
(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業終了後30日以内に水洗便所改造等資金助成事業実績報告書（様式第7号）に別に管理者が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。

(助成金の確定)

第10条 管理者は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、その成果が補助金等の交付内容又は付した条件に適合すると認めるときは、水洗便所改造等資金助成金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(助成金等の交付)

第11条 助成金は、前条の規定により確定した額を水洗便所改造等資金助成金交付確定通知書（様式第8号）による通知後に交付するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この規程は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 4 この規程は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

受付欄	決 裁 欄	課 長	課長補佐	係 長	係 員

水洗便所改造等資金助成資格要件確認依頼書（公共・農集）

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

電話

宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第5条の規定により助成資格要件の確認を依頼します。

処理区名	
設置場所	宮崎市
供用開始年月日	年 月 日

（添付書類）

- （1）申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- （2）申請者の属する世帯全員の市民税・県民税課税証明又はこれに類するもの
- （3）その他管理者が必要と認める書類

※下水道事業受益者負担金、分担金、農業集落排水事業分担金を滞納している申請者には助成金を交付しない。（第3条第3号）

宮上給第 号

年 月 日

水洗便所改造等資金助成資格要件確認通知書

申請者

様

宮崎市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで依頼のあった助成資格要件については、次のおり確認したので、宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第 5 条第 2 項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
設置場所	宮崎市		
処理区名		家屋番号	
指示事項等 (不適合理由)			

備考 この通知を受け取った年度より後の年度に、宮崎市水洗便所改造等資金助成規程（平成 24 年企業管理規程第 4 号）第 6 条に規定する助成金交付申請を行なう場合は、再度、同規程第 5 条に規定する助成金申請の事前審査を受けてください。

水洗便所改造等資金助成金交付申請書（公共・農集）

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

電話

宮崎市水洗便所改造等資金助成金の交付を受けたいので、宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請者は、他の公的機関からの補助金、助成金等の交付については受けない、受けていないことを申し添えます。

記

交付請求申請額 円
(内訳は別紙)

- (1) 建物所在地 宮崎市
(2) 改造工事完了日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 改造工事費用明細書
(2) 完成図面
(3) 完成写真
(4) その他管理者が必要と認める書類

宮上給第 号

年 月 日

水洗便所改造等資金助成金交付決定通知書

申請者

様

宮崎市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで交付申請のあった宮崎市水洗便所改造等資金助成金については、宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 助成金交付額 金 円
2. 交付の内容 宮崎市水洗便所改造等資金助成金
3. 交付に付した条件

宮上給第 号

年 月 日

水洗便所改造等資金助成金交付決定取消通知書

申請者

様

宮崎市上下水道事業管理者 印

年 月 日付け宮上給第 号で交付決定した宮崎市水洗便所改造等資金助成金については、宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1. 助成金交付額 金
2. 交付決定取消し理由

宮上給第 号

年 月 日

水洗便所改造等資金助成金返還命令書

申請者

様

宮崎市上下水道事業管理者 印

年 月 日付け宮上給第 号をもって交付決定の取消しをした水洗便所改造等資金助成金について宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 助成金返還額 金

2. 返還期限 年 月 日

3. 返還理由

水洗便所改造等資金助成事業実績報告書（公共・農集）

宮崎市上下水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付で交付決定のあった宮崎市水洗便所改造等資金助成事業に対する助成金については、宮崎市水洗便所改造等資金助成規程第9条の規定により関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

収支決算書

(単位：円)

収 入		
科 目	金 額	備 考
助 成 金		
自 己 資 金		
合 計		

支 出		
科 目	金 額	備 考
工 事 費		
合 計		

水洗便所改造等資金助成金交付確定通知書

申請者

様

宮崎市上下水道事業管理者 印

年 月 日付で交付決定をした宮崎市水洗便所改造等資金助成事業
に対する助成金については、宮崎市改造等資金助成規程第10条の規定により交
付額を下記のとおり確定したので同条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |